



2025 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社ハードオフコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 太郎
(コード番号 2674 東証プライム)
問 合 せ 先 専務取締役社長室長
兼経営管理本部長 長橋 健
(TEL 0254-24-4344)

社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての 自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2022 年 11 月 8 日に社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を公表いたしました。本日開催の取締役会において、本制度に基づき、下記のとおり、ハードオフコーポレーション社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2025 年 10 月 31 日
(2) 処分する株式の数	当社普通株式 22,140 株（注）
(3) 処 分 価 額	1 株につき 1,733 円
(4) 処 分 総 額	38,368,620 円（注）
(5) 処 分 方 法 (割 当 予 定 先)	第三者割当の方法により、本持株会からの引受けの申込みがなされることを条件として、上記（2）に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分株式の数となります。）。 (ハードオフコーポレーション社員持株会 22,140 株) なお、各対象社員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けません。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社の子会社の社員835名に対して、譲渡制限付株式として付与するものと仮定して算出したものであり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや本持株会の会員への本制度に対する同意確認が終了した後の、本制度に同意する者（以下「対象社員」といいます。）の数（最大835名）及び当社が定める社員の等級に応じて規定する 1 名当たりの付与株数（7 等級：最大 3 名 150 株、6 等級：最大 9 名 450 株、5 等級：最大 42 名 1,680 株、4 等級：最大 85 名 3,400 株、3 等級：最大 254 名 7,620 株、2 等級：最大 280 名 5,600 株、1 等級：最大 162 名 3,240 株）に応じて確定します。具体的には、上記（5）に記載の通り、本持株会が定めた申込み株式の数が「処分する株式の数」となり、当該数に 1 株当たりの処分価額を乗じた額が「処分総額」となります。

2. 処分の目的及び理由

当社は、対象社員に対し、対象社員の福利厚生増進策として、本持株会を通じた当社が処分する譲渡制限付株式（当社普通株式）の取得機会を創出することによって、対象社員の財産形成の一助とすることに加えて、当

社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象社員に与えるとともに、対象社員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象社員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象社員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象社員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当社普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象社員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたします。また、対象社員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において本割当契約が締結されること等を条件として行われることとなります。

また、対象社員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS 持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象社員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、当社が本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される本割当契約の概要は、下記「3. 本割当契約の概要」のとおりです。

なお、本自己株式処分は、本自己株式処分に係る処分期日の前日までに改定された本持株会規約等の効力が発生すること及び当社と本持株会との間において本割当契約が締結されることを条件として実施されます。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間 2025年10月31日から2028年10月30日まで

（2）譲渡制限の解除条件

対象社員が譲渡制限期間中、継続して、本持株会の会員であり、かつ、継続して定時拠出を行っていたことを条件として、本持株会の有する本割当株式のうち、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点の翌営業日に、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、原則として、本制度に基づかず本持株会が取得した当社普通株式に係る対象社員の会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

（3）本持株会を退会した場合の取扱い

対象社員が、譲渡制限期間中に、役員就任その他の会社都合による正当な事由（対象会員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。）により、本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）する場合には、対象社員が本持株会の退会を申請した日（以下「退会申請受付日」という。）における対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

（4）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点の翌営業日又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。この場合、当社は、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該時点において対象社員の有する譲渡制限付株式持分のうち当該

無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、控除するものとする。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座（以下「RS持分口座」といいます。）で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象社員が保有することとなる譲渡制限付株式持分について、対象社員の有する通常持分と分別して登録し、管理する。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。

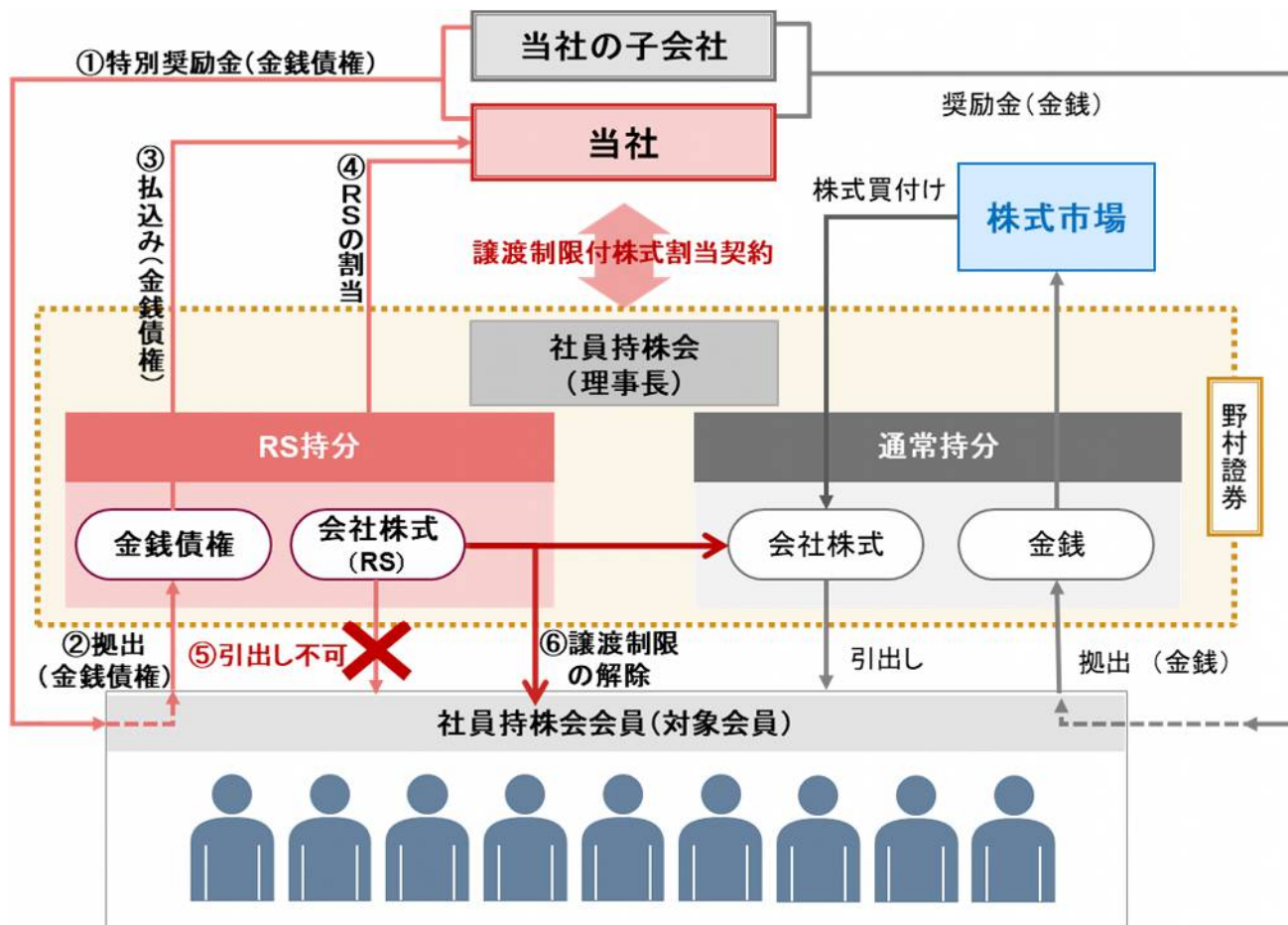
4. 処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、対象社員が譲渡制限付株式付与のために支給された本特別奨励金を本持株会に対して拠出し、本持株会が対象社員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年8月8日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である1,733円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）

【本制度の仕組み】

- ① 当社及び当社の子会社は、本制度に同意した対象社員に譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権を支給します。
- ② 本制度に同意した対象社員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
- ③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
- ④ 当社は、本持株会に対して本割当株式を割り当てます。
- ⑤ 本割当株式は、野村證券株式会社を通じて、本持株会のRS持分口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
- ⑥ RS持分は譲渡制限解除後に通常持分に振り替え又は対象社員名義の証券口座への振替手続きが行われます。



以上